

奈良県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月17日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第4号

奈良県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 奈良県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規則（令和7年3月規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第4条中「企業管理規程第17号」の次に「。以下「給与規程」という。」を加え、「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第2条 奈良県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の奈良県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規則（以下「改正後の任期付職員規則」という。）の規定（第4条の規定を除く。） 令和7年4月1日

(2) 改正後の任期付職員規則第4条の規定 令和7年12月1日
(給与の内払)

3 改正後の任期付職員規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の奈良県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員規則の規定による給与の内払とみなす。